



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(四件).....
 -(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・市街地整備部企画課).....
 - 東京都環境影響評価条例施行規則別表第一に規定する知事が別に定めるもの等.....
 -(環境局総務部環境政策課).....
 - 都道の区域変更.....
 -(建設局道路管理部路政課).....
 - 港湾施設の供用中止.....
 -(港湾局港湾経営部経営課).....
- 公 告
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新.....
 -(生活文化局都民生活部管理法人課).....
 - 開発行為に関する工事を完了.....
 -(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....
 - 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出.....
 -(下水道局).....
 - 東京都指定排水設備工事事業者の指定(二件).....
 -(同).....

告示

●東京都告示第千五百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用 地域

第一種低層住居専用地域

削除する部分 練馬区石神井町五丁目地内

第一種中高層住居専用地域

削除する部分 練馬区石神井町一丁目、石神井町二丁目及び石神井町三丁目各地方内

第二種中高層住居専用地域

削除する部分 練馬区石神井町三丁目地内

第一種住居地域

追加する部分 練馬区石神井町一丁目、石神井町三丁目及び石神井町五丁目各地方内

第二種住居地域

追加する部分 練馬区石神井町三丁目及び石神井町五丁目各地方内

追加する部分

練馬区石神井町三丁目及び石神井町五丁目各地方内

追加する部分

練馬区石神井町三丁目及び石神井町五丁目各地方内

追加する部分

港区赤坂七丁目地内

変更する部分

近隣商業地域 追加する部分

練馬区石神井町一丁目及び石神井町三丁目各地方内

削除する部分

練馬区石神井町一丁目、石神井町三丁目及び石神井町四丁目各地方内

変更する部分

練馬区石神井町一丁目及び石神井町三丁目各地方内

追加する部分

練馬区石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目及び石神井町四丁目各地方内

商業地域

追加する部分

練馬区石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目及び石神井町四丁目各地方内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)並びに港区役所及び練馬区役所

●東京都告示第千五百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画下 水道

東京都公共下 変更する部分

水道 墨田区立川四丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び墨田区役所

●東京都告示第千五百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京
都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項に
おいて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画下
水道

東京都公共下 変更する部分

水道 葛飾区小菅一丁目及び小菅三丁目
各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び葛飾区役所

●東京都告示第千五百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京
都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第二十一
条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によ
り告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十二月十七日

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画土
地区画整理事業

練馬大泉石神 削除する部分
井付近土地区 練馬区石神井町三丁目地内
画整理事業

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第千五百十号

東京都環境影響評価条例施行規則(昭和五十六年東京都
規則第百三十四号。以下「規則」という。)別表第一に規
定する知事が別に定めるもの等を次のように定める。

令和二年十二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

(道路の軽微な移設等)

第一条 規則別表第一 一の部(二)の項ハ中軽微な移設とし
て知事が別に定めるものは、道路の区域又は構造の変更
を伴わないものであって、環境に及ぼす影響が小さいこ
とが明らかであるものとする。

2 規則別表第一 一の部(二)の項、(三)の項及び(四)の項対象
事業の規模の欄中軽微なものとして知事が別に定めるも
のは、施工区域が都市計画法(昭和四十三年法律第百号。
以下「法」という。)第九条(第十二項及び第十三項を
除く。)に規定する地域に接しないものであって、環境
に及ぼす影響が小さいことが明らかであるものとする。
(鉄道の軽微な移設等)

第二条 規則別表第一 三の部(二)の項口中軽微な移設とし
て知事が別に定めるものは、一の停車場の区域内におけ
る移設(本線路の構造の変更を伴わないものに限る。)に
あって、環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであ
るものとする。

2 規則別表第一 三の部(二)の項対象事業の規模の欄中軽
微なものとして知事が別に定めるものは、施工区域が法第
九条(第十二項及び第十三項を除く。)に規定する地域
に接しないものであって、環境に及ぼす影響が小さいこ
とが明らかであるものとする。

(施設更新に該当しない行為)

第三条 規則別表第一 備考中知事が別に定める行為は、
次の各号のいずれかに該当する行為であつて、環境に及
ぼす影響が小さいことが明らかであるものとする。

一 間仕切壁、間柱その他の建築物の構造上重要でない
部分に係る工事

二 既存の施設に附属する物置その他の工作物(土地に
定着する工作物のうち、屋根及び柱のみを有する簡易
な構造のものに限る。)を設置する工事

三 前二号に掲げるもののほか、既存の施設の機能を維
持し、又は回復させるために行う工事

附 則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。

●東京都告示第千五百十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和二年十二月十七日から起算して二

別図

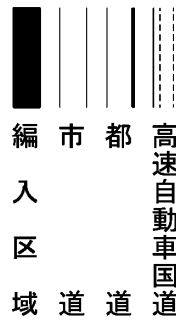
都道淵上日野線区域変更略図

日野市栄町五丁目地内

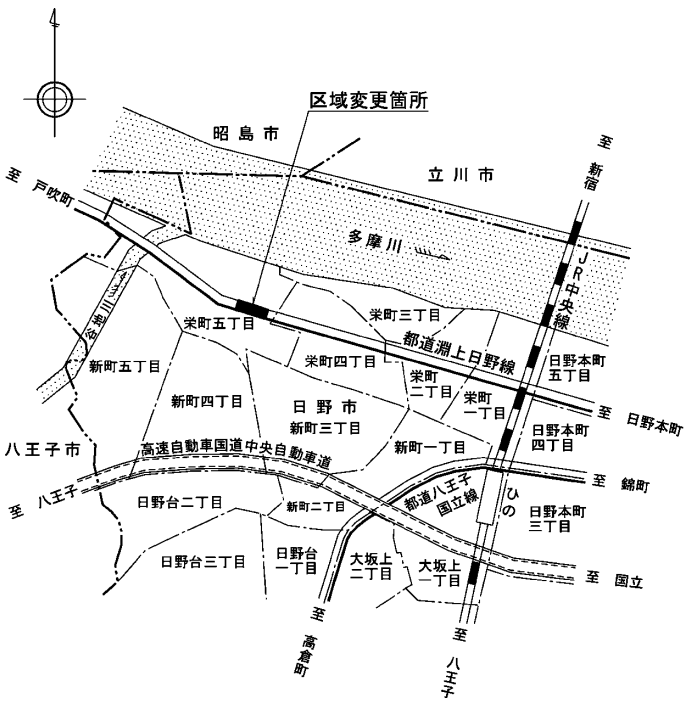
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和二年十二月十七日
東京都知事 小池 百合子

一 路線名 淵上日野
二 変更の区間 日野市栄町五丁目六番十三地先から同所同番十地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

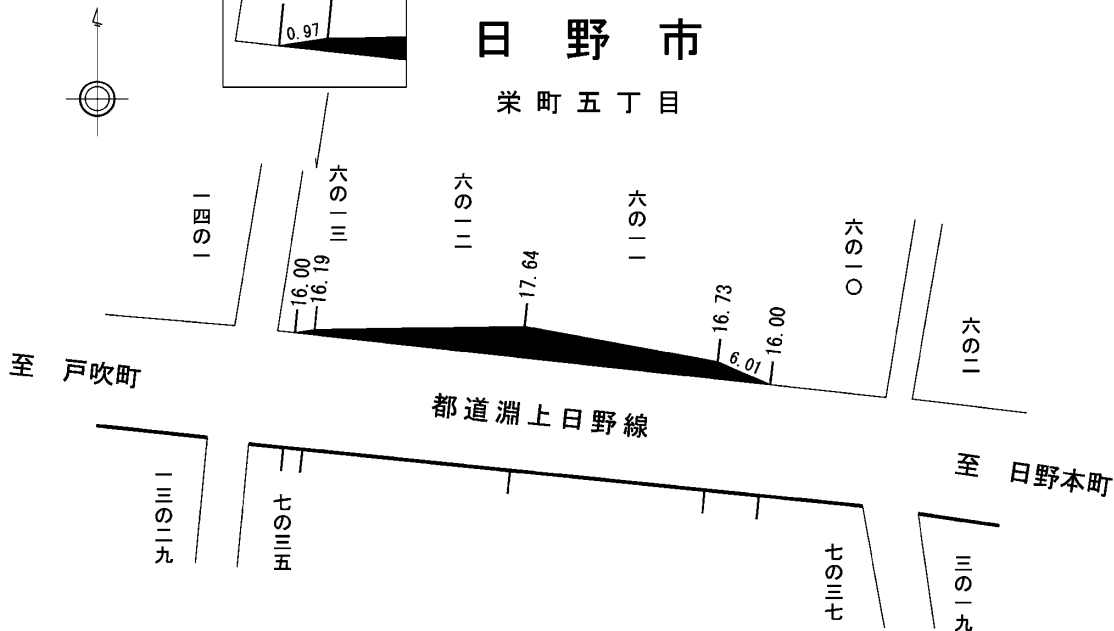
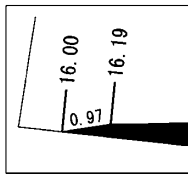


延長 五四・九五メートル
面積 五四・三三平方メートル



日野市

栄町五丁目



●東京都告示第千五百十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和二年十二月十七日

種類	名称	所在地	中止期間
船舶給水施設	運搬給水施設	品川区八潮一丁目一番三号地先	令和二年十二月十八日から令和三年一月二十八日まで

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動
- 二 代表者の氏名
秋本 悦男
- 三 主たる事務所の所在地
東京都新宿区高田馬場三丁目二十一番十九号 白雲荘

一〇三号室

四 更新された認定の有効期間

令和二年三月三十日から令和七年三月二十九日まで

一 名称

特定非営利活動法人金融知力普及協会

二 代表者の氏名

金子 昌資

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

四 更新された認定の有効期間

令和二年六月八日から令和七年六月七日まで

一 名称

特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会

二 代表者の氏名

藤鹿 一之

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区浅草橋一丁目三十二番六号 コスモス浅草橋酒井ビル

四 更新された認定の有効期間

令和二年三月十七日から令和七年三月十六日まで

一 名称

特定非営利活動法人悠声会

二 代表者の氏名

鈴木 暁夫

三 主たる事務所の所在地

東京都港区芝四丁目三番二号 三田富洋ハイツ四一〇

四 更新された認定の有効期間

令和二年四月三十日から令和七年四月二十九日まで

一 名称

特定非営利活動法人Malaria No More

二 代表者の氏名

Japan
神余 隆博

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町三丁目七番地四 秩父屋ビル八階

四 更新された認定の有効期間

令和二年六月一日から令和七年五月三十一日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十二月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

青梅市大門一丁目四百十七番
一、四百十九番一及び四百二十番一
新宿区高田馬場三丁目四十四番一
アイデイホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

国立市大字谷保字栗原六千六百一十五番、同番二及び六千七百一十五番の各一部
国立市谷保六千八百五十一番地
三田千枝子

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

